

身体障害者補助犬の受け入れについて

身体障害者補助犬の受け入れは身体障害者補助犬法に則ったことであり、障害者の方も等しく医療を受け健康な生活を送るための対応です。当診療所では、身体障害者補助犬をご利用される方が安心して施設をご利用していただけるよう、ご理解とご協力をお願いしております。しかしながら、当診療所には様々な症状の方が受診されており、特にアレルギーをお持ちの患者さんなど影響が出る可能性がある方も多数来院されております。

そこで、身体障害者補助犬をご利用される方のご来院にあたっては、以下に示すように一定の制限を設けさせていただいております。

◆受け入れ可能な身体障害者補助犬

◎盲導犬 ハーネス（胴輪）をつけています。

◎介助犬 「介助犬」と書かれた表示をつけています。

◎聴導犬 「聴導犬」と書かれた表示をつけています。

※身体障害者補助犬以外の動物（ペット・アニマルセラピー犬等）同伴のご来院は固くお断りしております。

◆身体障害者補助犬を利用されている方へ

身体障害者補助犬を利用されている方のご来院に当たっては、必要に応じて以下の点について確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

◎「身体障害者補助犬健康管理手帳」の所持の有無

◎「身体障害者補助犬認定証」の所持の有無

◎予防接種の有無

◆診療所内での身体障害者補助犬の同伴区域

診療所内での身体障害者補助犬の同伴区域は、次の区域とさせていただいております。

【同伴可能区域】

◎外来診療部門： 外来ホール、待合、診察室、処置室

◎健診診療エリア： 健診受付、待合、内視鏡待合、採血・測定エリア、眼底検査室、診察室、心電図室、放射線検査部門（X線・CT・マンモグラフィ）、超音波検査室、婦人科検査室

【同伴不可区域】

更衣室、内視鏡検査室、回復室、臨床検査室

◆身体障害者補助犬を見かけたら（補助犬に対する注意事項）

身体障害者補助犬は、ペットではありません。適切な健康管理と予防対策を講じられた犬であり、補助犬利用者がきちんと行動管理をしていますので、他の患者さん・受診者さんなどに迷惑をかけるようなことはありません。補助犬利用者がハーネスや表示をつけた補助犬を同伴している時は、補助犬は「お工作中」ですので、診療所内で見かけた際は静かに見守ってください。

身体障害者補助犬の仕事の妨げとなる行為はご遠慮ください

◎声をかけたり、じっと見つめたり、勝手に触れたりしないでください。

◎食べ物や水を与えないでください。

犬アレルギーをお持ちの場合や、何か問題やご不明な点がございましたら職員にお申し出ください。

医療法人財団医親会 海上ビル診療所
院長 近藤 謙二